

令和8年税制改正により、インボイス制度における負担軽減措置の拡充・見直し！

2025年12月19日公表の与党税制改正大綱を基に日本商工会議所が作成した資料を掲載しています。

**法案成立により内容が確定するため、実際の税制改正の内容と異なる可能性があります**

改正內容

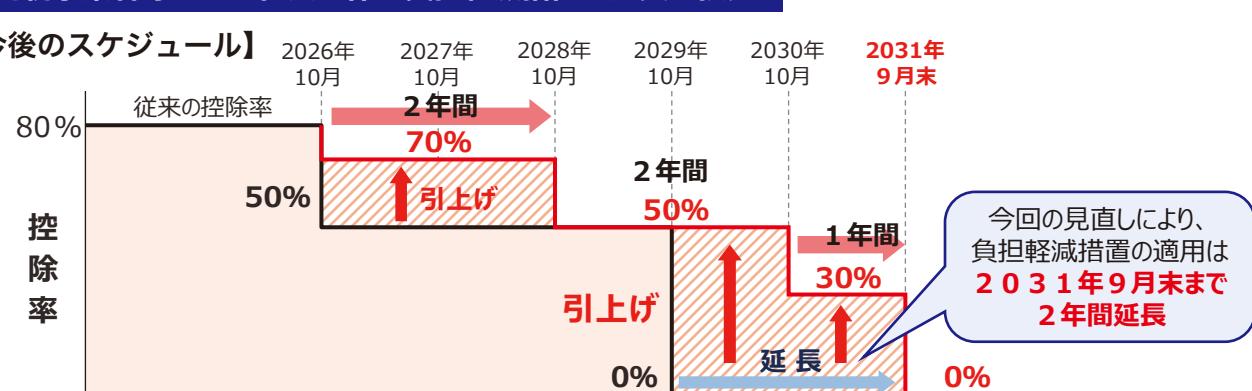
- ### ● 免税事業者からの仕入に係る負担軽減措置については、

2026年10月以降の控除率を5割から7割に引き上げ、適用期限を延長

- 免税事業者が課税転換した際の納税額に係る負担軽減措置については

個人事業主を対象として、売上税額の3割に見直したうえで、2028年9月末まで延長

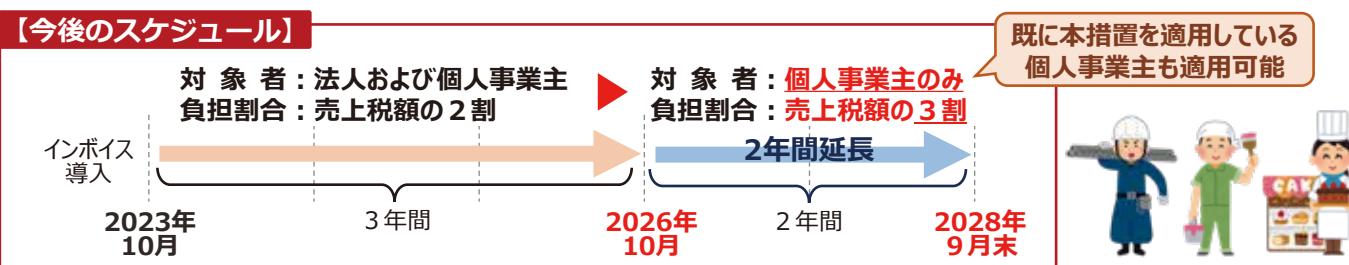
## ◆ 免税事業者等からの仕入に係る負担軽減措置の延長・拡充



#### ◆ 免税事業者等が課税転換した際の納税額に係る負担軽減措置の延長

## 【制度の概要】

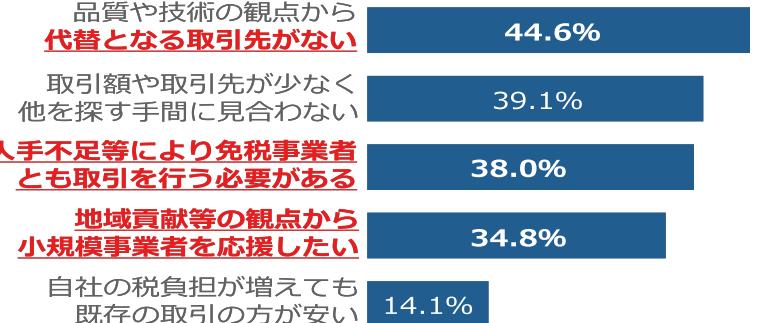
- 免税事業者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の一定割合に軽減する措置
  - 個人事業主を対象として、売上税額の3割に見直したうえで、2028年9月末まで2年間延長



## ○免税事業者との取引を継続する理由（複数回答）

## ※価格を維持したまま取引を継続する事業者の回答

(n=92)

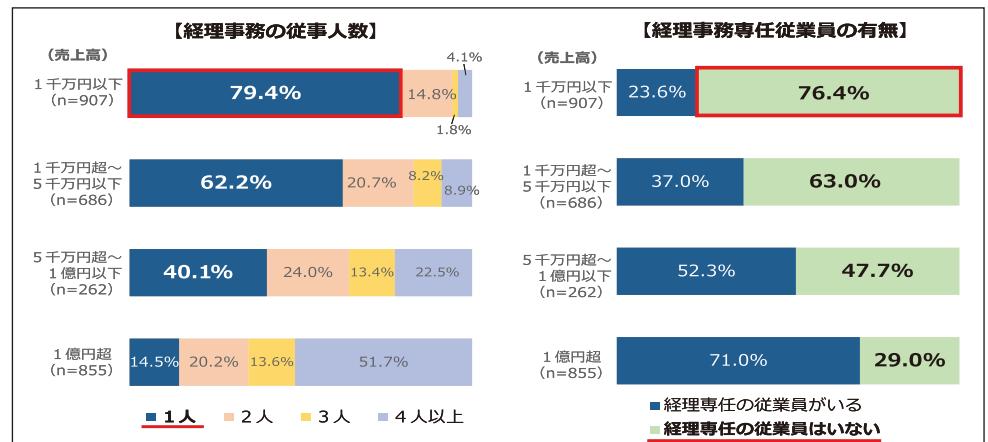


## 【参考】本則課稅(一般課稅)事業者

本則課税事業者とは、消費税の計算について、売上にかかる消費税額から実際支払った仕入れや経費にかかる消費税額を差し引いて納税額を計算する事業者のこと。

### ③小規模事業者の バツクオフィスの実態

制度導入による事務負担が増加すると回答した事業所が多い中、売上高1千万円以下の事業者の79.4%は経理事務を1人で行つており、専任担当者がいないケースが76.4%



を占めているという結果になりま  
した。



テジタル化の状況同規模の事業者では、インボイス対応ツール（A I・O C R等）を導入していない割合が86.9%に達しています。手作業中心の経理体制の場合、インボイス導入による事務負担増をより強く感じる可能性があります。次に事業所規模別にツール活用とペーパーレス化の状況について尋ねると、規模が小さくなるほどインボイス対応のためにツールを活用する割合が低く、「売上高1千万円以下の事業者」では86.9%が自社でツールを活用していないことがわかりました。また、規模が小さくなるほど、経理業務のペーパーレス化が進んでおり、「売上高1千万円以下の事業者」では56.7%が全くペーパーレス化していなことがあります。

その他、インボイス制度に関する事業者の声（アンケートより抜粋）

## 税負担・事務負担等を訴える声

インボイス事業者になったことで消費税負担が利益を圧迫している。2割特例終了時にはさらに負担が増加することが懸念される。

登録番号の記載がない請求書を発行する企業もあり、ホームページで検索する手間がかかる。また、登録番号の記載はあるものの、その他の要件を満たしていない場合などもあり、対応に苦慮している。

制度の複雑さを全従業員や農家などの取引先にご理解いただくことも現実的には困難であり、経理担当者の心理的負担が大幅に増加している。

「免税事業者との取引継続か」「消費税分の価格転嫁か」など、判断を迫られるケースも多く、非常に繊細な対応が求められている。